

大阪市立第 131 中学校及び大阪市立第 21 高等学校

〔 国家戦略特別区域法を活用した公設民営学校 〕

指 定 管 理 法 人 募 集 要 項

平成 29 年 1 月

大阪市教育委員会事務局

目 次

第 1	概要	
1	指定管理法人募集の趣旨	1
2	公設民営学校設置の目的	1
3	中高一貫校の概要	1
第 2	募集内容	
1	指定管理法人が行う管理に関する基本的な方針	3
2	指定管理法人が行う業務の範囲	3
3	指定管理法人が行う業務に関する基準	3
4	指定期間（予定）	3
5	危険負担（リスク分担）	3
6	業務に必要な経費	3
第 3	指定管理法人として果たすべき責任に関する事項	
1	業務の再委託の制限	5
2	個人情報保護等の取扱い	5
3	情報セキュリティの管理	5
4	秘密の保持（守秘義務）	5
5	情報公開への対応等	5
6	事故等への対応	6
7	災害等への対応	6
8	保険加入	6
9	暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入への対応	6
10	法令等の遵守	6
11	教職員の採用	7
12	研修の実施	7
13	施設、備品等の取扱い	7
第 4	申請に関する事項	
1	申請資格	9
2	申請に必要な書類	9
3	提案を求める内容	11
4	申請手続	12
5	申請上の注意	12

第 5	指定管理予定法人の選定に関する事項	
1	選定方法	14
2	選定基準	14
3	選定項目及び配点	14
4	選定結果	15
5	指定管理法人の指定	15
6	失格事項	16
第 6	協定締結等に関する事項	
1	当該業務に係る準備	17
2	指定管理法人との協定締結	17
第 7	事業報告書の提出等に関する事項	
1	事業報告書の提出	18
2	自己評価及び学校関係者評価	18
3	報告、調査及び指示	18
4	指定の取消し等	18
第 8	その他の事項	
1	業務開始前における指定の取消し	20
2	業務の継続が困難になった場合の措置	20
3	業務の引継ぎ	20
第 9	担当（問い合わせ先及び各種書類の提出先）	20
	(別表) リスク分担表	21

様式・資料については、「様式・資料集」を参照してください

大阪市立第 131 中学校及び大阪市立第 21 高等学校 指定管理法人募集要項

第 1 概要

1 指定管理法人募集の趣旨

大阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するための英語による優れたコミュニケーション能力の習得と、自国の伝統や文化に根ざした国際理解教育に重点を置いた教育活動を通じ、地球的視野に立って行動するための態度・能力を育成し、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育てることを目的に、新たな中高一貫教育校として、大阪市立第 131 中学校（以下「中学校」という。）及び大阪市立第 21 高等学校（以下「高等学校」という。）（以下これらを「中高一貫校」という。）を開設します。

この中高一貫校の設置目的をより効果的に達成するため、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。）第 12 条の 3 に規定する公立国際教育学校等管理事業（以下「公設民営学校」という。）を活用することとし、指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成 28 年大阪市条例第 108 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、中高一貫校の管理に関する業務を行う指定公立国際教育学校等管理法人（以下「指定管理法人」という。）を募集します。

なお、公設民営学校は、かねてより本市から、株式会社等の営利法人が間接的にせよ実質的に参入しやすい制度の導入を国に強く要望したことを端緒として、法改正が実現したものであり、今回の募集は、同制度を本市で初めて適用するものです。

2 公設民営学校設置の目的

中高一貫校を公設民営学校とすることにより、地方公務員制度では困難であった多様な雇用形態や柔軟な給与体系の設定が可能となり、国際社会で活躍する民間人材を積極的に登用できるようになるなど、多様な人材を安定的に確保するとともに、民間の知見やノウハウを活かした特色ある教育活動を実施することが可能となります。

これにより、中高一貫校の設置目的を効果的に達成するとともに、公立学校として教育水準や公共性を担保しながら、これからの国際社会に対応した教育の実施をめざします。

3 中高一貫校の概要

中高一貫校の概要は次のとおりです。なお、詳細については、「大阪市立第 131 中学校及び大阪市立第 21 高等学校指定管理法人業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により定めます。

(1) 名称

大阪市立第 131 中学校及び大阪市立第 21 高等学校

（名称については平成 29 年度中に正式決定し、条例改正を行う予定です）

(2) 所在地

東学舎：大阪市住之江区南港中 2 丁目 7 番 18 号（現・大阪市立南港緑小学校校地）

西学舎：大阪市住之江区南港中 3 丁目 7 番 13 号（現・大阪市立南港渚小学校校地）

(資料 1 「位置図」及び資料 2・3 「平面図」を参照)

(3) 設置形態

学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 71 条に規定する併設型中高一貫校

(4) 設置学級数・生徒定員数 (予定)

中学校 : 6 学級 240 人 (各学年 2 学級 80 人)

高等学校 : 12 学級 480 人 (各学年 4 学級 160 人)

(5) 高等学校の設置学科・設置コース (予定)

グローバル探究科 (全日制)

グローバルコミュニケーションコース
グローバルサイエンスコース
国際バカロレア認定コース ()

国際バカロレア機構に申請し、国際バカロレア認定校として認められた後に設置

(6) 規模等

開校年月 : 平成 31 年 4 月 1 日 (予定)

敷地面積 : 東学舎 約 13,000 m²

西学舎 約 13,111 m²

延床面積 : 東学舎 (既存) 約 6,496 m² (西学舎増築後に取壊し予定)

西学舎 (既存) 約 6,912 m²

(増築) 約 13,000 m²

第2 募集内容

1 指定管理法人が行う管理に関する基本的な方針

指定管理法人は、中高一貫校において、我が国の伝統と文化を踏まえた国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うとともに、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与することができる人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとする。

2 指定管理法人が行う業務の範囲

指定管理法人が行う中高一貫校に関する業務（以下「当該業務」という。）は次のとおりです。なお、詳細については、仕様書により定めます。

- (1) 中高一貫校の校舎その他の施設及びその敷地並びに備品その他の物件の維持保全及び改良に関すること
- (2) 生徒の入学、卒業、退学その他の処分に関すること
- (3) 組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること
- (4) 教科書以外の教材の取扱いに関すること
- (5) 生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること
- (6) 中高一貫校の環境衛生に関すること
- (7) 学校給食に関すること
- (8) その他、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理法人が行う業務に関する基準

指定管理法人は、次に掲げる基準により、当該業務を行わなければなりません。なお、詳細については、仕様書により定めます。

- (1) 法令及び協定を遵守し、誠実に中高一貫校の管理を行うこと
- (2) 中高一貫校に入学しようとする者及び生徒に対して不当な差別的取扱いをしないこと
- (3) 生徒の意思を尊重し、将来の進路を決定させること
- (4) 学校教育法第21条各号及び第51条各号に掲げる目標を確実に達成するよう教育を実施すること
- (5) その他、中高一貫校の適切な管理のために教育委員会が定める基準

4 指定期間（予定）

平成31年4月1日から平成41年3月31日まで（10年間）とします。

ただし、本市が指定管理法人に管理を継続させることが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理法人の損害に対して本市は賠償しません。また、指定を取り消した場合、違約金を徴収するとともに、取消しに伴う本市の損害について、指定管理法人に損害賠償を請求することがあります。

5 危険負担（リスク分担）

指定期間内（申請段階・準備段階を含む）における本市とのリスク分担は、別表「リスク分担表」のとおりとします。

6 業務に必要な経費

指定管理法人は、教育委員会が支払う経費（以下「管理代行料」という。）をもって、当該

業務を行うものとし、教育委員会は、当該業務に必要な経費（消耗品の購入費、校用器具の買替経費、図書の補充経費、光熱水費、建物・備品等の修繕料、教職員の人件費、旅費その他の運営費）を算定し、予算の範囲内で年度ごとに管理代行料を支払います。

指定期間における年度ごとの管理代行料は、支払方法及び支払時期その他細目事項を協議の上、年度ごとに協定で定めます。なお、管理代行料の考え方及び現時点での見込額については、仕様書を参照してください。

年度ごとに支払う管理代行料については、当該年度の当該業務において使用した経費を教育委員会に報告するものとし、その残額が生じた場合は教育委員会に返還を行うものとし、その要因が本市にある場合を除き、原則として管理代行料の増額は行いません。

第3 指定管理法人として果たすべき責任に関する事項

1 業務の再委託の制限

- (1) 指定管理法人は、当該業務の全部を一括して、又は当該業務の主たる部分を一括して第三者に委託することはできません。当該業務の一部のみを第三者に委託する場合には、あらかじめ教育委員会に申請し、承認を受ける必要があります。

なお、第三者に委託している場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行います。

- (2) 当該業務を第三者に委託する場合は、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施しなければなりません。なお、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当する相手方と委託の契約を締結してはなりません。

また、委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

2 個人情報保護等の取扱い

- (1) 当該業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たっては、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）及び大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨を踏まえ、適切な管理を行ってください。

- (2) なお、当該業務において特定個人情報を取り扱う場合、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）を遵守してください。

3 情報セキュリティの管理

当該業務の遂行に際して必要となる情報資産に関する情報セキュリティについては、大阪市情報セキュリティ管理規程（平成19年大阪市達第19号）大阪市情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の規定に基づき、適切な管理を行ってください。

4 秘密の保持（守秘義務）

- (1) 当該業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、作成又は取得した文書、図面及び電磁的記録並びにその写しを教育委員会の承諾なしに他人に閲覧、複写又は譲渡してはなりません。指定期間が満了し、又は指定の取消しがなされた後においても同様とします。

- (2) 守秘義務に反した場合は、特区法第12条の3第12項の規定に基づく罰則が適用される場合があります。

5 情報公開への対応等

- (1) 指定管理法人は、大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、中高一貫校の管理に関する情報

の公開に努めなければなりません。

- (2) 当該業務に関わって作成された文書であって、教育委員会に提出された文書については、教育委員会が保有する公文書として情報公開請求の対象となります。

なお、当該業務に関わって作成された文書であって、教育委員会が保有していない文書については、教育委員会は指定管理法人に対して当該文書を提出するよう求めることができ、指定管理法人はこれに応じなければなりません。(教育委員会と指定管理法人の間で締結する協定に盛り込みます。)

- (3) 指定管理法人は、当該業務に関わって作成した文書等を適正に管理することとし、指定期間終了時に、教育委員会の指示に従って保管文書等を教育委員会に引き渡さなければなりません。

6 事故等への対応

- (1) 指定管理法人は、教育委員会と協議の上、事故等に対応するための体制を整備していただくこととなります。また、事故等(個人情報等の漏えい、滅失、き損等及び教職員の不祥事案を含む。以下同じ。)が発生した場合に備え、教育委員会その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を定めて教育委員会に報告していただきます。
- (2) 当該業務の実施中に事故等が発生した場合、指定管理法人は、当該事故等発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故等拡大の防止策を講じるとともに、速やかに教育委員会にその旨を報告し、その指示に従っていただきます。
- (3) 事故等が発生した場合、指定管理法人は、当該事故等の詳細について遅滞なく書面により教育委員会に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について教育委員会の指示に従っていただきます。

7 災害等への対応

災害等が発生した場合には、指定管理法人は速やかに教育委員会に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、本市が施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、これに最大限協力するよう努めなければなりません。

8 保険加入

指定管理法人は、当該業務を実施するに当たっての事故や災害等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に入っており、それを証明する書類を教育委員会に報告していただきます。

9 暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入への対応

指定管理法人若しくは当該業務に関して下請負又は受託をさせた者が、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに教育委員会に報告するとともに、警察への届出を行っていただくこととなります。

10 法令等の遵守

指定管理法人は、当該業務を行うにあたっては、条例及び指定公立国際教育学校等管理法

人による大阪市立学校の管理に関する条例施行規則（平成 28 年大阪市教育委員会規則第 50 号。以下「規則」という。）のほか、当該業務の遂行に関連する次の法令等を遵守しなければなりません。

- (1) 特区法ほか特区法関係法令
- (2) 学校教育法ほか教育関係法令
- (3) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）ほか労働関係法令
- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）水道法（昭和 32 年法律第 177 号）消防法（昭和 23 年法律第 186 号）ほか施設維持・設備保守点検関係法令
- (5) 個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）ほか個人情報関係法令
- (6) 大阪市立学校活性化条例（平成 24 年大阪市条例第 86 号）ほか関係する本市条例等
- (7) 大阪市立学校管理規則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号）及び大阪市立高等学校学則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 8 号）ほか関係する教育委員会規則並びに関係する教育委員会の方針・指針・通知等
- (8) その他関係法令等

11 教職員の採用

(1) 適切な教職員配置

中高一貫校の教員については、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する相当の教員免許状を有する者を採用するなど、関係法令及び仕様書に基づき適切な教職員配置を行わなければなりません。

(2) 公正採用への対応

大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱及び大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、一定規模の事業所においては、公正採用選考人権啓発推進員を設置する必要があります。

(3) 障がい者法定雇用率達成への取組

指定管理法人は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の規定に基づき、障がい者法定雇用率を達成してください。

12 研修の実施

指定管理法人は、当該業務に従事者が適切に遂行できるよう、人権研修等の必要な研修を行っていただくこととなります。また、教職員の資質向上に努めるとともに、コンプライアンス意識、個人情報の保護に対する意識の向上など必要な教育及び研修を実施するよう努めなければなりません。

13 施設、備品等の取扱い

- (1) 指定管理法人は、当該業務を実施するために必要な中高一貫校の校舎その他の施設及び敷地（以下「管理施設」という。）を無償で利用できるものとします。管理施設の維持管理については、教育委員会の指示に基づき適正に行ってください。なお、管理施設の現状を

変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てください。

- (2) 指定管理法人は、当該業務の実施に当たり必要となる中高一貫校の備品その他の物件(以下「管理備品」という。)の補修更新を実施し、その費用について負担していただきます。

なお、この管理備品は指定期間満了又は指定の取消し後、全て本市が所有するものとなります。ただし、教育委員会と指定管理法人が協議の上、指定管理法人の所有とすることも可能です。

- (3) 指定管理法人は、事故等により、本市の財産を滅失又は損失させたときは、直ちに教育委員会に報告するとともに、その指示に従っていただきます。

第4 申請に関する事項

1 申請資格

指定管理法人の指定を申請することができる者は、指定期間中に中高一貫校の管理を安定的かつ継続的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するもので、指定申請書の提出時点において次に掲げる(1)から(10)までの全ての要件を満たす必要があることとします。

なお、公設民営学校の目的である民間知見を最大限活用していくための取組みをより効果的に発現するため、複数の法人が連携して新たに次の(1)に該当する法人を形成する場合は、第5の1に定める指定管理予定法人の選定におけるヒアリング(平成29年4月中旬頃を予定)時点において要件を満たす必要があるものとします。

- (1) 次のいずれかに該当する法人であること
 - ・ 一般社団法人(公益社団法人を含む)
 - ・ 一般財団法人(公益財団法人を含む)
 - ・ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - ・ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人
 - ・ 私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人
- (2) 管理を担当する役員が、当該管理を行うために必要な知識又は経験を有すること
- (3) 特区法第12条の3第2項各号のいずれかに該当していないこと
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと
- (5) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (6) 大阪市契約関係暴力団排除要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団密接関係者に該当していないこと
- (8) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと(民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く)
- (9) 申請する日の属する事業年度の前3事業年度において、法人税、消費税及び地方消費税、法人所在地の市町村民税(東京都の場合は都民税)を完納し、滞納がないこと
- (10) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいないこと
 - ・ 条例第6条に該当する者
 - ・ 暴力団員又は暴力団密接関係者

2 申請に必要な書類

申請しようとする法人は、次の必要書類を作成し、原本1部、副本14部(副本は複写可)の合計15部を提出してください。

なお、指定管理予定法人の選定は、その過程において恣意性が働かない、あるいは恣意的に行われているとの疑念を可能な限り生じさせることのないように、法人名については匿名

により行われます。そのため、法人名は原本1部、副本7部のみに記載し、残り7部の副本には、黒塗り、枠で囲んで白抜きする等の方法により記載しないようにしてください。

また、必要書類については、選定会議での審査資料となりますので、ページ番号を付して目次を作成するとともに、必要書類の番号順に整理し、項目ごとに右端にインデックスラベルを付けるなど分かりやすいものにしたうえで、1部ごとにA4フラットファイルに綴じて提出してください。また、原本のA4フラットファイルの表紙及び背表紙にのみ「(法人名)指定管理法人申請書類」と記載し、原本を1として、通し番号を明記してください。

番号	書類名	様式
1	指定管理法人指定申請書	様式1
2	指定管理法人指定申請に係る誓約書	様式2
3	管理担当役員が有する管理を行うための知識又は経験に関する申告書 これを証する書類を添付すること	様式3
4	中高一貫校の管理に関する事業計画書	様式4
5	法人の概要 事業内容がわかるパンフレット等があれば提出すること	様式5 - 1
6	法人役員名簿及び履歴書 法人において役員と位置付けている者全員	様式5 - 2
7	定款又は寄附行為 直近のものとする	任意様式
8	法人の登記事項証明書 直近のものとする(提出日より3月以内に発行されたもの)	証明書 (原本)
9	事業報告書 直近3決算期又は3事業年度分の実績を提出すること	任意様式
10	貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書、消費収支計算書、財産目録等 財務諸表 直近3決算期又は3事業年度分の実績を提出すること 付属する明細(内訳表)も添付すること 新たに法人を形成する場合は、母体となる団体全てのこれらに類する書類 を提出すること	任意様式
11	法人税申告書(別表1, 4, 5)の写し及び法人事業概要説明書の写し 直近3決算期又は3事業年度分を提出すること 法人税申告の対象でない場合は、その旨を記載した書類を提出すること	所定様式 (写し)

12	事業計画書及び収支予算書 申請日の属する日の年度のものを提出すること	任意様式
13	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） 直近3年度分（提出日より3月以内に発行されたもの） 納税証明書がない場合は、その旨を記載した書類を提出すること	証明書 （原本）
14	所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明 直近3年度分（提出日より3月以内に発行されたもの）	証明書 （原本）
15	印鑑証明書 提出日より3月以内に発行されたもの	証明書 （原本）
16	障がい者雇用状況報告書の写し 公共職業安定所に提出義務のある法人は厚生労働大臣が定める様式、提出 義務のない法人は様式6-1を提出すること	所定様式 又は 様式6-1
17	障がい者雇入れ計画書 公共職業安定所に障がい者雇用状況報告書の提出義務のある法人で、障が い者法定雇用率未達成法人のみ提出すること	所定様式 又は 様式6-2
18	類似施設の運営実績 実績がない場合は提出不要	様式7
19	選定結果通知用封筒一式 長形3号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手 （242円）を貼付したものの1通	長形3号

3 提案を求める内容

中高一貫校の設置目的を踏まえて、より効果的な学校運営を行うための提案（「中高一貫校の管理に関する事業計画書」（様式4）の作成）を求めます。なお、提案内容の実施については、指定管理予定法人に選定された後に改めて協議することとします。

計画	提案内容	様式番号
学校運営	管理運営方針・手法	様式4-1
	教職員の配置計画・人材育成計画	様式4-2
	収支計画の概要	様式4-3
	その他PR事項	
	入学希望者増加の取組み・入学者選抜の方法	様式4-4
	本市学校教育全体の拠点校としての役割	
教育内容	教育課程の編成	様式4-5
	民間知見を活用した特色ある教育活動	様式4-6
	生徒指導・進路指導等の取組み	
	近隣校及び地域との連携並びに地域活性化への寄与	
その他	施設整備の考え方	様式4-7

4 申請手続

(1) 現地説明会の開催

申請予定法人に対して、次のとおり現地説明会を実施します。申請予定法人は、必要に応じて参加してください。

開催日時：平成29年2月10日(金)午後2時から午後5時までの間で、教育委員会が指定する時間(詳細については参加申込締切後にお知らせします。)

参加申込：説明会参加申込書(様式8)に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールにより、担当あてに送付してください。

申込締切：平成29年2月3日(金)午後5時まで

(2) 募集内容等に関する質問の受付

本件募集内容等に関する質問があれば、次のとおり受け付けます。

受付期間：平成29年2月17日(金)午後5時まで

質問方法：質問票(様式9)により、電子メールで担当あてに送付してください。
なお、電話、FAX、来訪による質問の回答は行いません。

回答方法：質問に対する回答は、平成29年2月24日(金)(予定)までに、教育委員会のホームページに随時掲載します。

(3) 申請書類の受付

申請に必要な書類を作成し、次の日時に持参してください。郵送、FAX又は電子メールによる提出はできません。なお、提出後の変更・追加は一切認めません。

受付期間：平成29年3月15日(水)から同年3月23日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日は除く)

午前9時30分から正午、午後1時30分から午後5時まで

受付場所：大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課(公設民営学校グループ)
大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所3階

5 申請上の注意

(1) 募集要項の取扱い

記載事項の承諾

申請法人は、申請書類の提出をもって、本募集要項及び仕様書の記載事項を承諾したものとみなします。

業務実施範囲

事業計画書で実施することが記載されていない業務や条件についても、本募集要項や仕様書で求めているものは、実施しなければなりません。

(2) 申請書類の取扱い

著作権

申請書類の著作権は申請法人に帰属します。ただし、選定結果の公表など教育委員会が必要と認める場合には、教育委員会は申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請法人が負うものとします。

申請内容の変更禁止

提出された申請書類の内容を変更することはできません。ただし、教育委員会が補正を求める場合を除きます。

申請書類の返却

提出された申請書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

費用負担

申請及び審査に関して必要となる費用は、全て申請法人の負担とします。

情報公開

申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。また、指定管理法人に指定された法人の提出した事業計画書は、市民情報プラザ（大阪市の役所本庁舎1階）に備え付け、一般の閲覧に供する予定です。

複数提案の禁止

申請書類の提出は、法人ごとに1提案限りとします。

言語等の標準

申請にあたり使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(3) 申請の辞退

申請書類提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出してください。

第5 指定管理予定法人の選定に関する事項

1 選定方法

選定基準に基づき、提出された事業計画書等の内容を総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請を行った法人を、外部の有識者で構成される選定会議において公平かつ客観的に審査し、その結果をもとに教育委員会が指定管理予定法人として選定します。

- (1) 指定管理予定法人の選定は、平成 29 年 4 月上旬から中旬にかけて書類審査及びヒアリングにより行います。ただし、申請法人が多数の場合は、書類選考によりヒアリングの対象となる申請法人を選定する場合があります。
- (2) 選定スケジュールは、申請締切後、申請法人に通知します。
- (3) 申請法人が 1 法人であっても、指定管理法人としての適否を選定会議において審査し、その結果をもとに指定管理予定法人を選定します。

2 選定基準

指定管理予定法人を選定する際の基本的な方針としては、条例第 7 条の規定に基づき、次のとおりとします。なお、公設民営学校の目的は民間の知見を最大限活用していくものであることから、この目的を達成するため、学校教育法第 1 条の学校における現在の教育では取り組まれていないような民間企業の知見が十分に反映された教育活動の実施の提案については高く評価します。

- (1) 条例第 10 条に規定する管理に関する基本的な方針に基づき、中高一貫校の管理を効果的に行うことができること
- (2) 当該業務を安定的かつ継続的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (3) 中高一貫校の適正な管理を行うことについて支障を及ぼすおそれがないこと

3 選定項目及び配点

(1) 基本事項

特区法第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき、以下の要件を満たしていることが前提であり、そうでない場合は失格となります。

選定項目	要件
中高一貫校の管理を担当する役員の知識又は経験	申請日時点において、次のいずれかを満たすこと。 過去に 1 年以上、学校教育法第 1 条に規定する学校の運営を担当する役員であった経験を有すること。 過去に 1 年以上、学校教育法第 1 条に規定する学校の校長、教頭、又は学長であった経験を有すること。 上記 又は に相当する知識を有すると認められること。

(2) 選定事項

選定項目	審査の視点	配点	
学校運営	中高一貫校の管理運営方針・手法は適切なものか	15	50
	中高一貫校の運営を効果的に行える教職員配置及び人材育成方法が示されているか	15	
	中高一貫校の安定的・継続的な運営が可能か	10	
	入学希望者増加の取組みや入学者選抜の方法は適切か	10	
	本市学校教育全体の拠点校として寄与するための具体的方策が示されているか		
教育内容	中高一貫校の設置目的を十分に達成する教育課程が編成できるか (国際バカロレアの教育課程を含む)	25	50
	学校教育法第1条の学校における現在の教育では取り組まれていない、民間企業の知見を活用した特色ある教育活動が実施できるか	15	
	効果的な生徒指導・進路指導を行うことができるか	10	
	近隣校及び地域との連携並びに地域活性化のための具体的方策が示されているか		
合計点数		100	

4 選定結果

- (1) 上記の選定基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請を行った法人を、指定管理予定法人に選定します。選定結果については、全ての申請法人に書面で通知するとともに、全ての申請法人の名称を含め、教育委員会のホームページで公表します。
- (2) 選定後、指定管理予定法人と協議し、合意に至らなかった場合や指定管理予定法人が辞退した場合は、審査順位が次点の候補者が指定管理予定法人に繰り上がるものとします。
- (3) 指定管理予定法人として選定された後に、正当な理由がなく辞退した場合は、辞退に伴う本市の損害について、当該申請法人に損害賠償を請求することがあります。

5 指定管理法人の指定

- (1) 指定管理予定法人は、指定管理法人の指定に関する市会の議決を経て、教育委員会が指定管理法人の指定を行い、教育委員会がその旨を公告します。
- (2) 指定管理法人の指定に関する市会の議決が得られなかった場合は、指定管理法人とはなりません。この場合は、本市及び指定管理予定法人の双方ともに相手方に対し損害賠償等は求めないこととします。
- (3) 本事業は、特区法第2条第2項第1号に規定する特定事業として実施するものであり、同法第8条第2項第2号の規定に基づき、特定事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた上で実施する事業となります。このため、この認定を受けられなかった場合は、指定管理法人とはなりません。この場合は、本市及び指定

管理予定法人の双方ともに相手方に対し損害賠償等は求めないこととします。

6 失格事項

指定申請書の提出時点から指定を受けるまでの間に、次の(1)から(10)までいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定法人としての地位を失います。なお、指定管理予定法人が失格となった場合は、審査順位が次点の候補者が指定管理予定法人となります。

- (1) 第4の1に定める申請資格を満たさなくなった場合
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けた場合
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けた場合
- (4) 役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合
- (5) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (6) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 申請書類等が期間内に提出されなかった場合
- (8) 提案された内容が教育委員会の求める水準を満たさないと認められる場合
- (9) 提案された収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入または支出の見込が著しく妥当性を欠くと認められる場合
- (10) その他不正・不誠実な行為があった場合

第6 協定締結等に関する事項

1 当該業務に係る準備

教育委員会が指定した後、指定期間の開始日の前日までの間、指定期間の開始日から当該業務を実施する上で必要となる次の準備を行う委託契約を、別途指定管理法人と締結する予定です。

- (1) 教育課程の編成業務
- (2) 施設管理に関する準備業務
- (3) 入学者選抜に関する業務
- (4) その他必要な業務

2 指定管理法人との協定締結

教育委員会と指定管理予定法人は、当該業務を実施する上で必要となる細目的事項について定めるために、事前に協議を行い、これに基づき仮協定を締結します。

仮協定は、指定管理法人の指定に関する市会での議決を条件として、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」となります。また、年度ごとの当該事業の実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

(1) 基本協定の内容

- 当該業務の継続が困難となった場合における対応に関する事項
- 事故等が発生した場合の責任分担に関する事項
- 当該業務にかかる経費の管理に関する事項
- 個人情報の保護等に関する事項
- 校長の資格に関する事項
- 業務等に関する事項
- 法令等の遵守に関する事項
- 業務の一部の再委託に関する事項
- 秘密保持の義務に関する事項
- 事故等及び災害発生時の対応に関する事項
- 文書の管理及び情報公開等に関する事項
- 管理代行料に関する事項
- 施設及び備品等の取扱いに関する事項
- 保険等への加入に関する事項
- 事業報告書の提出等に関する事項
- 指定の取消し及び業務の停止等に関する事項
- 指定期間満了時における事項
- その他必要と認める事項

(2) 年度協定の内容

- 当該年度の業務内容及び管理代行料に関する事項
- 教員の派遣に関する事項その他必要と認める事項

第7 事業報告書の提出等に関する事項

1 事業報告書の提出

- (1) 特区法第12条の3第8項の規定により、指定管理法人は一事業年度が終了するごとに、当該業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類を教育委員会に提出する必要があります。
- (2) 上記の事業報告書の提出期限は、規則第5条第2項の規定により、毎年度終了後2月以内となります。ただし、やむを得ない理由により期限までに提出することができない場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、提出を延期することができます。
- (3) 報告内容としては、当該業務の実施状況、入学者数及び卒業生数その他の運営状況、当該管理に要した経費等の収支状況等の事項を想定していますが、具体的には別途指示します。なお、教育委員会は提出された事業報告と日常的な点検状況等を総合的に勘案し、年度毎の当該業務に関する評価を実施します。

2 自己評価及び学校関係者評価

- (1) 中高一貫校の校長は、中高一貫校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行うとともに（自己評価）自己評価の結果を踏まえた中高一貫校の生徒の保護者その他の関係者（中高一貫校の職員を除く。）による評価を行い（学校関係者評価）その結果を公表するものとします。
- (2) 学校関係者評価については、大阪市学校活性化条例第9条に規定する学校協議会に行わせるものとします。
- (3) 自己評価及び学校関係者評価の結果については、教育委員会に報告するものとします。

3 報告、調査及び指示

- (1) 特区法第12条の3第9項の規定に基づき、教育委員会は、中高一貫校が設置目的に沿って適切に管理されるように、指定管理法人に対して当該業務又は経理の状況に関し報告を求めるとともに、定期的に実地調査を行い、必要に応じて業務の改善等を指示することができるものとします。
- (2) 大阪市立学校管理規則第15条の規定に基づき、教育委員会は、生徒及び保護者等からの苦情・意見並びに事故・災害報告等があった場合や、その他教育委員会が必要と判断した場合、随時、指定管理法人に対して報告を求めるとともに、必要に応じて実地調査を行い、業務の改善等を指示することができるものとします。
- (3) 指定管理法人は、教育委員会から報告の請求又は実地調査の依頼があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従っていただきます。
- (4) 指定管理法人は、本市が地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく監査を実施する場合は、これに協力していただきます。

4 指定の取消し等

(1) 指定の取消し事由等

特区法第12条の3第10項の規定に基づき、教育委員会は、指定管理法人による当該業務の実施状況が、次のいずれかに該当すると認められる場合には、指定を取り消し、又は

期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

第7の3に定める指示に従わないとき又は指示によっても業務内容に改善が見られな
いと認められたとき

所定の報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき

正当な理由なく当該業務に着手しないとき

指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき

関係法令、条例、規則、基本協定又は年度協定の規定に違反したとき

役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき

経営状況の悪化又は不可抗力等により、当該業務を継続することが不可能又は著しく
困難であると認められるとき

その他、当該業務を行わせておくことが適当でないときと認められるとき

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理法人は、上記(1)の規定により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部
が停止された場合、年度協定において定める額を違約金として教育委員会の指定する期間
内に支払わなければなりません。なお、この違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは
解釈しません。

第8 その他の事項

1 業務開始前における指定の取消し

指定管理法人が業務を開始する前においても、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理法人として行う業務の履行が確実にないと教育委員会が認めた場合
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理法人として業務を行うことについて相応しくないと教育委員会が認めた場合
- (4) 第5の6に定める失格事項に該当する場合

2 業務の継続が困難となった場合の措置

指定期間中において、指定管理法人による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。なお、業務の継続が困難となった場合でも、中高一貫校の教育の継続性を担保するため、教職員の採用など指定管理法人は教育委員会に最大限協力するものとします。

- (1) 指定管理法人の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
教育委員会は指定の取消しができるものとします。この場合、本市に生じた損害は指定管理法人が賠償するものとします。
- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合
災害その他の不可抗力等教育委員会及び指定管理法人双方の責めに帰すことができない事由により、当該業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。なお、一定期間内に協議が整わない場合、教育委員会及び指定管理法人は事前に書面で通知することにより、協定を解除できるものとします。

3 業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより指定管理法人が代わる場合は、教育委員会の指示に従い、次期指定管理法人への業務の引継ぎを誠実に行っていただきます。なお、引継ぎによって発生する費用については、指定管理法人に関する部分は指定管理法人の負担となります。

第9 担当（問い合わせ先及び各種書類の提出先）

大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課（公設民営学校グループ）

住 所：〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電 話：06-6208-9747

F A X：06-6202-7052

メール：ua0078@city.osaka.lg.jp

(別表)

リスク分担表

段階	リスクの種類	内 容	負 担 者	
			本市	指定 管理法人
共通	法令等の変更	指定管理法人が行う業務に影響を及ぼす法令等の変更		
		上記以外の法令等の変更		
	第三者賠償	指定管理法人の職員が故意又は過失により、中高一貫校の生徒その他の者に損害を与えた場合		(1)
		中高一貫校の生徒が故意又は過失により、中高一貫校の生徒その他の者に損害を与えた場合		
		上記以外の事由によりにより、中高一貫校の生徒その他の者に損害を与えた場合		協議事項
	資金調達	必要な資金の確保		
	物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合		協議事項
		指定後のインフレ、デフレ		
	金利	金利変動		
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期 (2)		協議事項
事業の中止・延期	本市の責任による遅延・中止			
	指定管理法人の責任による遅延・中止			
	指定管理法人の事業放棄・破綻			
申請 段階	申請コスト	申請費用の負担		
準備 段階	引継ぎコスト	施設運営の引継ぎ(指定期間前の準備を含む。)費用の負担 (3)		
管理 運営 段階	管理経費の膨張	本市以外の要因による管理経費の膨張		
		本市の要因による管理経費の膨張		
		収支計画に多大な影響を及ぼす場合		協議事項
	施設の損傷	施設、機器、備品等の損傷 (4)		協議事項
		管理上の瑕疵によるもの		
	債務不履行	本市側の事由による業務又は協定内容の不履行		
		指定管理法人側の事由による業務又は協定内容の不履行		
	性能リスク	本市が要求する運営水準の不適合に関するもの		
損害賠償	施設、機器、備品等の不備による事故 (5)		協議事項	
	施設管理上の瑕疵による事故 (5)			
業務の引継ぎ	指定期間終了後の業務引継ぎに要する経費			

1 第三者賠償への対応

- ・ 国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）の規定により本市が損害賠償を請求され、賠償を行った場合は、本市は指定管理法人に対して求償することができる。

2 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- ・ 建物等が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがある。
- ・ 復旧可能な場合の復旧に要する経費については、指定管理法人と協議する。
- ・ 災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティア活動の拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- ・ 教育委員会は、指定管理法人に対する休業補償を行わない。

3 準備段階にかかる対応

- ・ 東学舎の既存校舎において損傷箇所等の補修を行う場合は、指定管理法人が負担するものとする。
- ・ 新たな指定管理法人が指定された時は、教育委員会の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- ・ 引継ぎの実施にあたっては、現指定管理法人及び新指定管理法人の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとする。

4 当該業務に伴う施設、機器、備品等の損傷リスクへの対応

- ・ 当該業務に伴って基幹的な施設、機器等が損傷した場合、施設管理上の瑕疵があるときは指定管理法人が負担するものとする。また、当該業務によって生じた建物本体及び設備機器の損傷や故障にかかる軽微な補修・修繕等については、指定管理法人が負担し、それ以外は教育委員会と協議し基本的には本市がそのリスクを負うものとする。ただし、修繕内容によっては、指定管理法人で負担し実施しても差し支えないものとする。
- ・ 基幹的な施設、機器等の附属物（設備の消耗品など）の損傷は、指定管理法人の瑕疵の有無にかかわらず、指定管理法人の負担とする。
- ・ 基幹的な施設、機器等以外の施設、機器、器具、備品等は、指定管理法人が補修更新するものとする。なお、当該施設等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて原則として本市の所有とする。

（注）基幹的な施設、機器等とは、建物（屋根、柱、梁、壁、床で構造上重要な構造物）及び設備機器（電気設備、衛生設備、空調設備等）並びに外構施設

- ・ 施設管理に関わって必要な消耗品は、指定管理法人において適宜補充交換をすること。

5 施設、機器、備品等の不備又は施設管理上の瑕疵による事故への対応

- ・ 施設、機器、備品等の不備又は施設管理上の瑕疵による事故に対応するため、指定管理法人はリスクに応じた保険に加入すること。